

2020年3月2日

「後見制度支援預金」の取扱開始について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、3月2日（月）より、成年後見制度をご利用されているお客さまを対象とした「後見制度支援預金」の取扱いを開始しますので、お知らせします。

後見制度支援預金とは、成年後見制度を利用している後見人が、成年被後見人の財産のうち日常生活に必要な金銭とは別に普段使用しない金銭を「後見制度支援預金」で管理し、家庭裁判所の発行した「指示書」に基づく取引に限定して取り扱うことで、お客さま（成年被後見人）の財産を安全かつ適切に管理できる預金です。

当行は、今後もお客さまにご満足いただける商品、各種サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

2020年3月2日（月）

2. 後見制度支援預金の商品概要

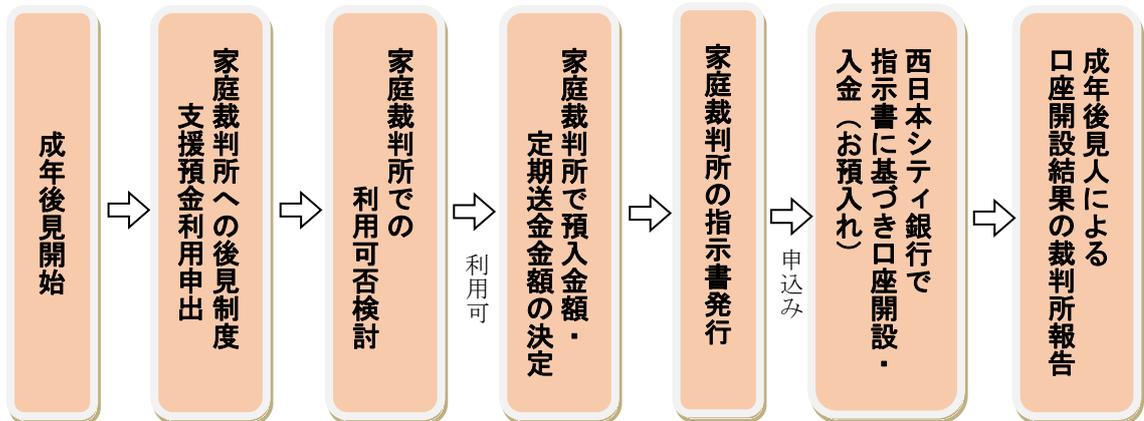
商 品 名	後見制度支援預金
預 金 種 類	普通預金
取 扱 対 象 店	全店（NCB アルファ天神、NCB アルファ六本松を除く）
対 象 と な る 方	家庭裁判所より後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けたお客さま
利 息	普通預金の店頭表示金利に準じます。
口 座 開 設 方 法	家庭裁判所から発行された「指示書」に基づきお取り扱いします。
預 入 ・ 払 戻 方 法	家庭裁判所から発行された「指示書」に基づきお取り扱いします。 ※お取引の都度、「指示書」のご提出が必要です。
口 座 開 設 手 数 料	30,000円（税抜）
制 限 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設店以外でのお取引はできません。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ・ATMでのお取引はできません。 ・インターネットバンキング・モバイルバンキング・テレフォンバンキングのご契約はできません。 ・マル優（少額貯蓄非課税制度）のご利用はできません。 ・給与、年金、配当金等の自動受取にはご利用できません。 ・口座振替の契約はできません。 ※ただし、「指示書」に基づく「定額自動振替契約」に限りご利用いただけます。
契 約 の 終 了	以下のいずれかに該当した場合、契約は終了します。 <ol style="list-style-type: none"> ① 家庭裁判所から発行された「指示書」に基づき解約の申出があった場合 ② 被後見人が死亡した場合等、成年後見制度適用対象外となった場合 ③ 預金規定に定める解約事由に該当した場合

3. 後見制度支援預金の仕組み

後見制度支援預金は、成年後見制度をご利用されているお客さまの資産を適切に管理するための預金です。口座開設や、お預入れ、お引出し、解約等すべてのお手続きについて家庭裁判所からの「指示書」に基づいて行われるため、ご本人（成年被後見人）さまの預金を安全に管理することができます。



《お申込みの流れ》



以 上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部 野田・植木 TEL 092-476-2301